



取引DPF消費者保護法に関する 取り組みについて

2024年6月7日
一般社団法人シェアリングエコノミー協会



シェアリングエコノミー認証制度

内閣官房が策定したシェアリングエコノミーモデルガイドラインを踏まえ、一定の基準を満たすサービスに認証マークを付与する認証制度を創設。安全・安心な利用環境を整え、規制介入の防止を図りながら、健全な業界の発展を支える。

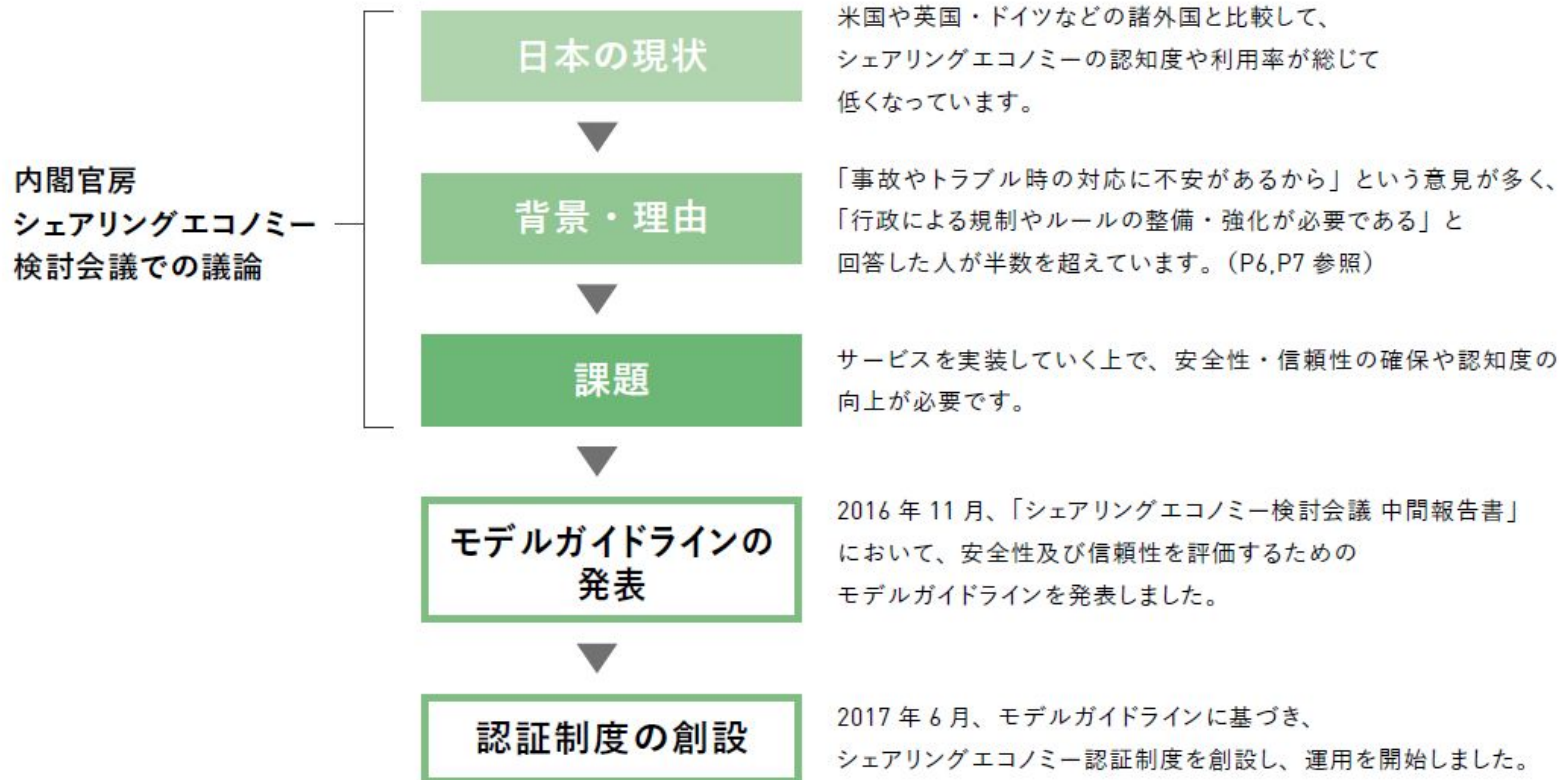
認証制度では、シェアサービスに関係する6つの分野のルールを定めています。



	項目	認証制度が求める要件
1	 登録事項	「企業」に限らず「個人」が提供者(ホスト)になることが多いシェアサービスでは相手との連絡手段を確保することが重要です。相手が誰なのか、本当に実在する人物なのか、提供しているサービスが適法なのかなど、事前にプラットフォームを介して確認する必要があります。
2	 利用規約等	シェアリングエコノミーの安全性・信頼性を高めるには、提供者(ホスト)が適切な行動を取ることが大切です。そのためには、プラットフォーム上で利用規約がきちんと明示されると同時に、そこに書かれた内容がいざという時に確実に実施される必要があります。
3	 サービスの質の 誤解を減じる措置	個人が提供者(ホスト)になるということは、いわばアマチュアによるサービス提供が行われるということ。利用者(ゲスト)は、注意深く、賢く、サービスの目利きをする必要があります。プラットフォームには、サービスの質や内容が誤解なく伝わるための仕組みが整えられている必要があります。
4	 事後評価	提供者(ホスト)や利用者(ゲスト)の判断を助ける仕組みとして、レビュー機能があります。ユーザー同士の事後評価が表示されることで、取り引きの判断をやりやすくなります。ただ、レビューが故意に操作できるようなものでは意味がないため、プラットフォームには信頼性の高い事後評価を保つ仕組みが整えられていなければなりません。
5	 トラブル防止及び 相談窓口	シェアリングエコノミーでは、提供者(ホスト)と利用者(ゲスト)の間のトラブルは、当事者間で解決することが基本です。ただ、プラットフォームには、それをサポートする機能(登録の機能、ユーザー間の情報交換機能、評価の機能、決済の機能、情報保護機能、本人認証機能など)が整っている必要があります。
6	 情報セキュリティ	ITを活用したシェアリングエコノミーでは、その分、個人情報や決済に関わる情報を多数扱います。プラットフォームには、情報セキュリティの措置がきちんと整備されていなければなりません。



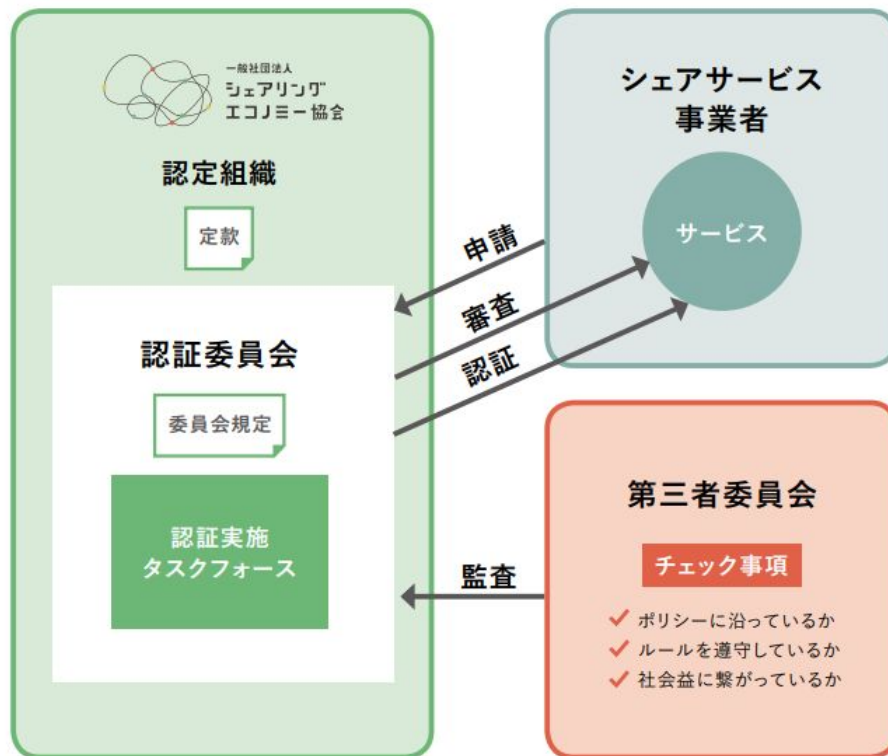
認証制度創設の経緯





認証審査の体制

- 1 タスクフォースによる
申請事業者サービスの
初回審査・更新審査
- 2 認証委員会（委員 8 名）
による検討・審査
- 3 第三者委員会（委員 3 名）
による認証委員会の監査
- 4 タスクフォースによる
サーペイランス審査
（取得 1 年後より）



認証マーク取得サービス（24年5月末現在）

Lexus



認証取得件数

20 社



MESH Well

LOCOTABI



KIDSNA シッター

NearMe

Uber Eats



SPACEMARKET

Uber

SPACEE



ANYTIMES



aini

シェアエコ認証マークと取引DPF消費者保護法

- 2023年11月より、認証マークの審査に関し、取引DPF消費者保護法の求める努力義務の内容を踏まえた審査の運用を開始。
- サービス提供者が「販売業者等」に該当するかどうかは、PFの判断に委ねざるを得ない。（PFの特性や法解釈等に左右され、協会として判断できないため）
- そこで、取引DPF消費者保護法の遵守状況を認証条件としたり、申請サービスによって説明の有無を区別することはせず、申請企業すべてに対し、取引DPF消費者保護法の概要を説明し、遵守できるよう促すこととしている。具体的には、法律の概要資料、ガイドライン、指針の内容を説明。
- 2024年5月末時点でこの対応を取った申請企業は2社にとどまるが、今後も継続していく方針。